

(参考資料) 委員審査について

1、概要

審査においては、今回確認いただいた審査項目について、それぞれのご経験・ご見識から採点いただくものですが、過去の委員会で審査に関する内容の審議・確認を行った事項として、特に必要と思われる事項についてお伝えします。

2、確認事項

人件費等（講師謝礼金等）について

報償費、人件費、旅費（以下「人件費等」といいます）について、くまもと・わくわく基金として1件当たりの上限金額を規定していません。あくまで「社会通念上適切と思われる金額」であれば、助成対象であるとしています。

社会通念上…の参考として、例えば、熊本市の講師謝礼基準では、1万5千円程度を上限に定めております。過去の委員会の審議の中でも、上限を取り決めるかの議論がありましたが、市民公益団体それぞれの思い・考えを尊重しようという観点から、上限を定めないものとしたという経緯がございます。例えば、ある分野の研修会に、東京から行いたい活動についての著名な講師を呼び、交通費及び謝礼で10万を超える等の場合が考えられます。

（例）ステップアップ助成への申請

助成対象経費：350,000 円

うち 人件費等の合計 100,000 円

人件費の内訳が、1回の講座への講師謝礼金（半日：交通費も含め 100,000 円）

※講師は、その分野の第1人者、著名人等

※人件費の算出根拠資料は、団体より提出があり、審査資料として添付。

350,000 円×1/2=175,000 円なので、
控除はなく、全額助成対象だけど・・・

このような申請があった場合、助成の範囲、助成対象経費における人件費等の割合、事業の内容を総合的に検討し、採点していただき、助成を行うか、助成を行う場合でも、人件費等の減額を行うかどうかの判断を審査会で審議をお願いいたします。

上記ケースでも、1度きりの講座なのか、数回の研修・講座を予定しているうちのひとつなのか、講座の受講対象者の範囲などによっても、考えられる公益性は異なることが想定されます。

過去には類似ケースで報償費の一部を減額し、申請された金額よりも減額した金額で交付決定を行ったケースもございますので、審査会において、検討いただければと思います。

購入する事務・消耗品費について

事務・消耗品費として計上のある内容についても、同様に、明らかに不要または過大だと

思われるものがあれば、採択される場合、その分を減額するなどの対応を含め審議いただきます。申請時にも、団体には細かな消耗品（文具等）を除き、「個数を含め採択される」ことをお伝えしています。

審査項目：まちづくりのビジョンについて

当項目は、基金設立当初の理念の中に、「“くまもとらしい” 市民公益活動を支持したい」という想いがあったことから、何度かの制度見直しを経て、その理念を引継ぎ、「まちづくりのビジョン」として、審査項目に残されています。

そのため、仮に同点の助成事業があった場合、この項目の点数が高い方を優先し採択するというルールが、過去に取り決められています。

「くまもとらしさ」については、事務局で定義をしてしまうと、特定の分野・活動のみ優遇される恐れがあることから、定義を設けないこととしています。市民公益活動を行う団体は、それぞれの活動の場（地域）の問題解決を目標に活動を行っているため、おのずと「くまもとらしさ」が出てくるのでは、ということから、くまもとらしさを評価項目「まちづくりのビジョン」とし、その評価は委員の皆様それぞれのご判断に任せています。